

本庄市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、協働の取組を推進することにより、地域の課題解決や地域の活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者、子ども、その他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供に関する事
- (2) 道路の異状を発見した場合の情報提供に関する事
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合の情報提供に関する事
- (4) 災害時における協力に関する事
- (5) 地域経済活性化に関する事
- (6) 未来を担う子どもの育成に関する事
- (7) その他、地域の活性化・市民サービス向上に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（連携郵便局）

第3条 この協定の連携郵便局は、次表に定める郵便局とする。

郵便局名	住所
本庄郵便局	埼玉県本庄市本庄1丁目2番2号
児玉郵便局	埼玉県本庄市児玉町児玉330番地7
太駄郵便局	埼玉県本庄市児玉町太駄916番地1
藤田郵便局	埼玉県本庄市牧西452番地5
ビバモール本庄郵便局	埼玉県本庄市中央2丁目4番60号
本庄早稲田駅前郵便局	埼玉県本庄市早稲田の杜2丁目1番75号
本庄小島郵便局	埼玉県本庄市小島1丁目12番15号
本庄東富田郵便局	埼玉県本庄市緑3丁目1番6号

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(免責)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討・実施により知り得た情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、この協定を廃止した後も、前項に定める守秘義務の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

(附則)

「生活環境情報の提供に関する覚書」(平成13年11月12日締結)は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

令和3年3月30日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市
本庄市長

吉田 信解

乙 本庄市内郵便局代表
埼玉県本庄市中央2丁目4番60号
日本郵便株式会社
ビバモール本庄郵便局長

戸谷 満